

**今回のテーマ：年次有給休暇を「半日単位」で取得できるか？**

Q. ある従業員が、年次有給休暇を取りたいと言ってきました。しかしながら、当社の就業規則には、年次有給休暇は、1日単位で取得するものだと書いています。どうしたらいいのでしょうか？

A. 年次有給休暇は、労働者が心身の疲労を回復することを目的として制定されたものですが、そもそもの法の趣旨からすると「暦日単位」、すなわち1日単位で取得することを想定したものです。しかしながら、昨今の労働形態の多様化、ライフスタイルの変更などの影響から半日単位での取得も労働者側の要求もあるところです。

よって、会社は、業務に支障がないならば、半日単位での年次有給休暇の付与も検討されてはいかがでしょうか？半日単位での年次有給休暇制度を行う場合は、就業規則への記載も必要ですのでお忘れなきようお願いいたします。

なお、会社は半日単位での年次有給休暇制度を必ず行わなければならないわけではありませんが、勘違いをしないように気を付けてください。あくまで、半日単位での年次有給休暇制度は任意での取り組みとなります。

**年次有給休暇＝原則、暦日単位（1日単位）で取得するもの**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**執筆者プロフィール**

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**